行政区活動の手引き

令和６年度版

市民部市民活動課

令和６年４月１日作成

目　　次

１．行政区活動について　Ｐ３

行政区活動について
区長制度
区長会
市民活動災害補償制度～行政区活動でケガや事故が起きたときは～
広報うしくの配布
印刷機の使用について
地縁による団体

２.補助金制度について　Ｐ９

牛久市集会所の建築及び管理並びに福祉用具購入に関する補助金
行政区運営費補助金
地域コミュニティ活性化事業補助金（たまり場補助金）
コミュニティ助成事業（宝くじ助成事業）
資源物回収事業（リサイクル事業補助金）
道路植樹桝等里親制度
公園里親制度
環境整備実施に伴う報償金

３．住みよいまちをつくるための事業について　Ｐ１４

行政区役員との意見交換会
自主防災組織の結成～災害に強いまちづくりを推進しましょう～
消防団
防犯活動用品の支援
「知って学んで！おしえ隊」　～牛久市行政情報出前講座～
地域ふれあい講座～行政区で講座を開催するとき～
ふれあい美花市民の会
元気農園
環境美化の日
ごみ集積所の新設・移動・廃止・管理
地区スポーツ活動
青少年育成牛久市民会議
うしくかっぱ祭り（河童ばやし踊りパレード）
かっぱメールの登録
地域型認知症予防教室
シルバーリハビリ体操（茨城県推奨の介護予防体操）の普及
うしくかっぱつ体操（転倒予防体操）の普及
日本赤十字活動資金募集

３．住みよいまちをつくるための事業について(続き)　Ｐ２６

社会福祉協議会会員募集
赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金
地区社会福祉協議会
活動資材貸出事業
地域かわら版促進事業
ふれあいサロン普及事業

４．地域で活躍する各種委員について　Ｐ３０

牛久市交通安全推進員連絡協議会委員
防犯連絡員
民生委員児童委員
福祉委員
青少年相談員

５．資料　Ｐ３２

令和６年度牛久市主要年間行事予定
令和６年度広報紙配布日一覧表

６．その他　Ｐ３５

行政区等からよくあるご質問・回答（Ｑ＆Ａ）

１．行政区活動について

行政区活動について

市民部市民活動課

○行政区とは

行政区とは、一定の地域に住む人たちが、地域における様々な問題解決に取り組むとともに、自治活動を柱として住民の連帯意識の向上に努めている自主的な団体です。

牛久市には６４の行政区と、それに準ずる３の準行政区があります。

○行政区の活動

行政区では、豊かで住みよいまちづくりのために、次のようなことに取り組んでいます。

（１）災害時の自助・共助
（２）地域のコミュニティ活動
（３）市広報等の配布や回覧
（４）地域の一斉清掃
（５）地域の見守り・防犯活動

ほかにも行政区ごとに、夏祭りや文化祭などの催しを行っています。

○行政区への加入促進

牛久市では、市内へ転入された方に、行政区加入促進のパンフレットを配布するとともに、転入された方の了解を得て、行政区に情報を提供するなど、行政区への加入を勧めています。

また、アパート・マンションなどの建設の際にも、建築主に転入者の行政区加入について、促進のご協力をお願いしています。

なお、アパート・マンション等の建設計画については、事前にその概要について市民活動課から区長にお知らせし、必要に応じて事業者が住民説明会などを実施しています。

区長制度

市民部市民活動課

牛久市では、市と市民との緊密なる連絡及び市政の円滑な運営を図るため、区長制度を設けています。

１．職務

（１）市政の周知及び伝達に関すること。
（２）市の広報紙等の配布に関すること。
（３）区域住民の市に対する要望等の取りまとめに関すること。
（４）市と当該区の連絡調整に関すること。
（５）その他市長が特に必要と認めたこと。

２．選任

当該区域住民によって推薦された方で、市長が適当と認めた方を市長が選任します。

３．任期

２年（再任は妨げません）

４．謝金

年額１２０，０００円

区長会

市民部市民活動課

区長会とは、牛久市内の各行政区長で組織された団体です。
市行政の運営を補佐し、区長相互の親睦を図ることを目的とし、より良い行政区運営を目指し研修や情報交換を行い、地域コミュニティの向上に貢献しています。

１．役　員

会長１名、副会長２名、評議員１３名、会計１名、監事２名

２．年会費

３，０００円

市民活動災害補償制度　～行政区活動でケガや事故が起きたときは～

市民部市民活動課

牛久市では、行政区活動やその他の市民活動中の事故で傷害を負った場合、あるいは活動者が参加者または第三者に対して損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に、それを補償する制度として市民活動災害補償制度を備えています。

○事故報告の手順

事故発生後は速やかに市民活動課までご一報ください。

↓

市民活動災害補償制度事故通報受付メモを作成のうえ、

添付書類

① 会則
② 会員名簿
③ 当日の参加者名簿
④ 年間事業計画書
⑤ 事故当日の活動内容がわかるもの（本制度の対象となる活動中の事故であったことが客観的に確認できる資料）
⑥ 事故発生場所を明示した地図（往復途上の事故の場合）

の６点を添えて、市民活動課に提出してください。

↓

保険会社による審査の結果、補償の対象となった場合は、事故発生日から１４日以内に所定の事故報告書を提出してください。

○補償の種類・額

１．活動中に傷害を負った場合

補償の種類	補償の額	
死亡・後遺障害	［傷害］ 死亡補償金　700 万円 後遺障害補償金　700 万円～21 万円	［熱中症・日射病・細菌性食中毒］ 死亡補償金　300 万円 後遺障害補償金　300 万円～9 万円
入院（1 日につき）	4,000 円（当該事故の日から 180 日を限度）	
通院（1 日につき）	2,000 円（当該事故の日から 180 日間のうち 90 日を限度）	

２．第三者に賠償責任を負った場合

補償の種類	補償の額
身体賠償 （対人）	限度額　１名につき　　１億円 　　１事故につき　　３億円 （生産物事故[食中毒など]についてのみ保険期間中の限度額３億円）
財物賠償 （対物）	限度額　１事故につき　　１億円 （生産物事故についてのみ保険期間中の限度額１億円）
保管者賠償	限度額　１事故につき　　300 万円 （保険期間中の限度額 300 万円）
人格権侵害	限度額　１事故につき　　200 万円

※利益を目的とした活動や報酬を伴う活動など、保険の対象とならない場合があります。
詳しくは、パンフレットをご覧ください（市民活動課窓口に設置及び下記牛久市ホームページに掲載しています）。

牛久市ホームページ URL
https://www.city.ushiku.lg.jp/page/page000545.html
右の二次元コードから確認いただけます。

広報うしくの配布

市民部市民活動課・市長公室広報広聴課

牛久市では、広報うしくを毎月２回発行しています。１日号は、各行政区等を通じて配布をお願いしています。１５日号（お知らせ版）については、ポスティング業者による戸別配布をしています。

１．広報うしく等の配達

広報うしく等の市の配布物は、原則 毎月１日に各集会所に配達いたします（１日が土日祝日の場合はその直前の平日）。

令和６年度の配達日につきましては、巻末資料をご参照ください。

２．配布数の変更について

広報うしく・全戸配布物及び回覧物の部数に変更等があったときは、配達日の１５日前までに、市民活動課までご連絡ください。

印刷機の使用について

市民部市民活動課

行政区の広報や回覧、総会資料など、行政区の活動に関わる資料等の印刷に、牛久市役所本庁舎１階印刷室内の印刷機を無償でお貸ししています。事前予約によりご利用いただけますので、電話・窓口・メールにて事前に区長より市民活動課までお申込みください。（区長からの事前報告により、副区長または担当の方からも予約が可能です。）

なお、貸出は土日祝日を除く平日９時～１７時とさせていただいております。

※印刷用紙は各行政区でご用意ください。

※印刷機の使用は市業務を優先しており、その他利用可能な時間にて貸し出しを行っておりますので、ご了承願います。

地縁による団体

市民部市民活動課

１．地縁による団体とは

地縁による団体とは、良好な地域社会の維持・形成を目的として、一定地域に住む住民の自主性により組織された行政区等のことを指します。

２．認可地縁団体制度創設の経緯

これまでの行政区等は、ＰＴＡや青年団などと同じく法的には通常「権利能力なき社団」と位置づけられ、団体名義では不動産登記等ができませんでした。そのため、行政区等では保有している不動産等の資産を、代表者名義などで不動産登記を行っている場合が多くあります。

しかし、個人名義での登記は名義の変更や相続などに問題が生じることが多く、こうした問題に対処するため、行政区等が一定の手続きを行い、市の認可・告示を受けることで法人格を取得できるようになりました。

地縁による団体の認可を受けると、その団体名義で不動産等の登記・登録などができるようになります。

また、令和３年１１月からは資産の保有に関係なく、地域活動を円滑に行うために必要であれば法人格を取得することができるようになりました。

２．補助金制度について

牛久市集会所の建築及び管理並びに福祉用具購入に関する補助金

市民部市民活動課

集会所は、各行政区等の活動拠点として重要な施設です。牛久市では、必要な集会所の建築及び管理、福祉用具購入に要する費用を補助しています。

この補助金は、毎年８月頃に行政区よりご提出いただく５か年事業計画等に基づき補助計画を立てており、予算化された事業から順に実施しております。各行政区において補助対象となる事業や実施計画について不明なことがございましたら、市民活動課までご相談ください。

※行政区で計画された事業であっても、必ず補助金が交付されるわけではございませんのでご留意ください。

①集会所の新築等事業

集会所の新築又は改築及びそれに伴う造成、設計、監理その他必要な経費について事業費の２分の１を超えない範囲（上限 2,500 万円）で補助します。

※備品及び屋外物置等は対象外

〇改築実施の条件（いずれかに該当するもの）

・建築からおおむね２０年以上経過している場合

・不慮の事故等で滅失した場合

②福祉用具購入事業

心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある高齢者及び心身障がい者の方の集会所利用における便宜を図るための用具購入について、事業費の２分の１を超えない範囲で補助します。ただし、福祉用具は集会所で使用するものに限ります。

③集会所の修理等事業

集会所の修理、増築、リフォームその他集会所を維持するために必要な経費について、事業費の２分の１を超えない範囲で補助します。

※備品及び屋外物置等は対象外（空調設備工事は対象）

④集会所の外構事業

事業費の２分の１を超えない範囲で補助します。

⑤集会所敷地賃借事業

集会所用地として現に使用している土地の賃借料について、賃借料の２分の１を超えない範囲で補助します。

⑥集会所解体事業

事業費の２分の１を超えない範囲で補助します。

行政区運営費補助金

市民部市民活動課

地域住民相互のふれあいを促進し、地域まちづくりの推進を図るため、行政区の運営を補助する目的で、行政区運営費補助金を交付しています。補助金の使途については、行政区の運営費としての活用をお願いしています。

この行政区運営費補助金については、各行政区の収入として計上し、適切に会計処理していただくようお願いいたします。※繰越等はできませんのでご注意ください。

【補助金の額】

（１）行政区等の広報紙配布戸数に応じて次に掲げる額

戸数 499 戸まで	250,000 円
戸数 500 戸から 999 戸まで	270,000 円
戸数 1,000 戸以上	280,000 円

（２）広報紙配布戸数に 1,300 円を乗じた金額

算定に用いる戸数は、補助金交付年度の 10 月 1 日における行政区等の広報紙配布戸数です。

例）10 月 1 日時点で広報紙配布数が 510 戸の行政区の場合

（１）270,000 円　（２）1,300 円×510 戸＝663,000 円

（１）+（２）＝補助金額 933,000 円　となります。

地域コミュニティ活性化事業補助金（たまり場補助金）

市民部市民活動課

この補助金は、集会所を地域の人々が利用できるたまり場として広く開放することにより、地域福祉の増進及び地域の活性化に寄与することを目的としています。

１．補助の要件　※次の要件を全て満たす行政区等

（１）集会所を、年末年始を除き、地域住民に年間３分の２以上開放していること。

（２）集会所を、当該行政区等の内外を問わず、市民活動団体に広く無償で貸し出していること。

（３）集会所を、周辺地域を広く巻き込んだコミュニティづくりに役立てていること。

２．補助金の額

月額７万円

＜取り組み行政区＞　※活動開始順（令和６年４月１日現在）

小坂団地、松ケ丘、かわはら台、柏田台、神谷二区、むつみ、神谷、緑ケ丘、さくら台、第８岡見、つつじが丘、栄西、久野、東みどり野、第２つつじが丘、竹の台、下根ケ丘、上柏田、一厚東、一厚西、東岡見、刈谷、城中、ひたち野東、秋住団地、本町、下町、上池台、南部、猪子、みどり野、東区、栄東、中柏田、島田

コミュニティ助成事業（宝くじ助成事業）

市民部市民活動課・市民部防災課

一般財団法人自治総合センターは、宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじ助成事業を行っております。

この事業は、住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な施設又は設備の整備に助成する事業です。

１．助成対象となるコミュニティ組織

行政区や自主防災組織等の地域的な共同活動を行っている団体又はその連合体が対象となります。

２．助成金

〇一般コミュニティ助成　　１００万円から２５０万円まで
〇自主防災組織資機材助成　３０万円から２００万円まで
（申請が不採用となる場合があります。）

３．申込方法

コミュニティ組織（行政区、自主防災組織等の団体）は、市へ申込みを行い、それを受け市は自治総合センターに県を経由して申請します。

＜助成対象事業参考例＞

区分	補助事業内容	補助対象の物品
一般コミュニティ助成	行政区等のコミュニティ活動に使用する備品	刈払機、台車、スクリーン、テーブル、テレビ、冷蔵庫、法被　等
自主防災組織資機材助成	自主防災組織の資機材	発電機、リヤカー、防災テント、災害用トイレ、投光器等

※補助金の詳細については、市民活動課または防災課までお問合せください。

資源物回収事業（リサイクル事業補助金）

環境経済部廃棄物対策課

行政区単位で資源物の分別回収活動を行い、回収した資源物の量に応じて補助金を交付する制度です。市では、より多くの行政区の皆様に参加をお願いしています。

１．回収資源

びん類・缶類・紙類・古布類・ペットボトル

２．補助金の額

回収した資源物１ｋｇにつき５円

３．回収容器

市で用意します。

＜取り組み行政区＞　令和６年度　４２行政区（令和６年４月１日現在）

上町・城中・南部・田宮・つつじが丘・東区・秋住団地・エスカードビル・かわはら台・神谷二区・猪子・一厚西・ひたち野中央・東猯穴・下根・下根ケ丘・東下根・東岡見・上柏田・中柏田・下柏田・竹の台・松ケ丘・女化・上太田・岡見・第８岡見・上池台・ひたち野東・向原・奥原・大和田・久野・報徳・島田・正直・井ノ岡・桂・新地・本町・小坂団地・むつみ

＊子ども会・シニアクラブ等が行う資源物回収事業に対する補助金もあります。

道路植樹桝等里親制度

建設部道路整備課

牛久市の管理する道路植樹桝等を里子にみたて、市民の皆様が里親となって里子を育てることで、牛久市がこれを支援します。

１．道路植樹桝等里親の資格

道路植樹桝等里親は行政区及びそれに準ずる団体が設立することが出来ます。

２．道路植樹桝等里親の活動内容

道路植樹桝等の清掃・美化、除草等です。里親の皆さんで計画を立て魅力的な道路環境を育ててください。

３．市の支援

道路植樹桝等里親活動のための補助金を交付します。植樹桝等の面積３０㎡以上を対象として、１㎡当り４５０円を乗じた金額になります。ただし、その金額が２０，０００円に満たないときは２０，０００円、また、２００，０００円を超えるときは、２００，０００円となります。

公園里親制度

建設部都市計画課

牛久市の管理する各行政区内の公園等を里子にみたて、市民の皆様が里親となって里子を育てることで、牛久市がこれを支援します。

市民の皆様と行政が互いの役割分担を定め、両者のパートナーシップのもとで公園の美化と活用を進めます。

１．公園里親の資格

公園里親は行政区を単位として設立することが出来ます。

２．公園里親活動の活動内容

清掃・美化、除草及び低木の刈り込み、花壇の手入れ、公園等内施設の点検及びベンチなどの簡単な整備、公園に関する情報の提供などです。里親のみなさんで計画を立てて魅力いっぱいの公園を育ててください。

３．市の支援

牛久市では公園の敷地内に公園里親名を記載した標示板を設置し、行政区組織の社会貢献活動をアピールいたします。また、公園里親活動のための補助金を交付します。１つの公園里親について１年間当りに交付する補助金の上限額は、公園里親が管理する公園等の面積に１㎡当り 40 円を乗じた金額になります。ただし、その金額が 50,000 円に満たないときは、50,000 円になります。

＜取組み行政区＞１８団体　※活動開始順

竹の台・小坂団地・上柏田・第２つつじが丘・むつみ・つつじが丘・向台・栄町・奥原・かわはら台・下根ケ丘・松ケ丘・柏田台・ひたち野東・ひたち野・さくら台・神谷・猪子

環境整備実施に伴う報償金

建設部道路整備課

行政区単位で道路部分の草刈り、枝払い、側溝清掃等を実施した場合、報償金をお支払いしております。金額は１行政区１０，０００円で年１回となります。

提出書類

１．環境整備実施報告書
２．実施箇所図
３．預金口座振込依頼書
４．写真（作業前・作業後）

※報告書等の様式は道路整備課窓口にあります。

３．住みよいまちをつくるための事業について

行政区役員との意見交換会

市長公室秘書課

行政区役員との意見交換会は、各行政区役員の皆様と市執行部が、市政の課題や身近な地域の問題について意見交換をさせていただき、率直なご意見を市政運営に反映させることを目的として、行政区並びに行政区に相当する団体を対象として実施させていただいております。

各団体からの申請に基づき順次実施させていただきたいと考えておりますので「行政区役員との意見交換会申込書」に必要事項をご記入の上、秘書課までご提出ください。

自主防災組織の結成　～災害に強いまちづくりを推進しましょう～

市民部防災課

大災害が発生したとき、被害を最小限に抑えるためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域住民による自主的な防災活動が重要となります。

牛久市では、行政区ごとに自主防災組織の結成を支援し、防災訓練や防災資機材等の確保など、いざというときの備えをお願いしています。また、自主防災組織の結成にあたり、以下の通り補助金を交付しています。

１．結成時補助

説明会の開催や資料作成など結成に必要な経費を上限１０万円として補助します。

２．資機材購入費補助

防災倉庫や救助用工具など各種資機材等の購入に必要な経費を上限１００万円として補助します。

３．活動費補助

自主防災組織の活動に必要な経費（防災訓練の消耗品等）を自主防災組織結成の翌年度から３年間、毎年５万円を上限に補助します。

＜結成済行政区＞（令和５年度現在　５７行政区）

上町・下町・刈谷・城中・新地・南部・本町・田宮・つつじが丘・第２つつじが丘・向台・緑ケ丘・東区・みどり野・東みどり野・秋住団地・牛久駅西ニュータウン・栄町・栄西・栄東・神谷・かわはら台・神谷二区・柏田台・猪子・むつみ・一厚西・東猯穴・下根ケ丘・東下根・東岡見・上柏田・中柏田・下柏田・竹の台・松ケ丘・女化・岡見・第８岡見・上池台・さくら台・ひたち野・びゅうパルクひたち野・ひたち野東・ひたち野西・ねむの木台・小坂・小坂団地・奥原・大和田・久野・報徳・島田・正直・井ノ岡・桂・コモンステージひたち野

消　防　団

市民部防災課

消防団は、郷土愛護の精神に基づき住民有志により構成される非常備の消防機関で、住民を災害から守るという強い使命感により地域防災の要として献身的に任務にあたっています。団員は各々の生活を営みながら、火災等が発生すると消防署と連携して消防活動を行います。

団員が消防活動を行う際は非常勤特別職の地方公務員として従事し、年間の報酬や出動手当が支給されます。また、活動中に負傷した場合には公務災害補償が適用され、さらに、勤続年数や功績による表彰制度があります。

１．消防団の活動

火災・災害出動、消防訓練、防火啓発活動、消防水利・施設等の維持点検等。

２．入団資格

市内に居住又は勤務する方で、満１８歳以上であること。心身が健康であること。

牛久市消防団組織図

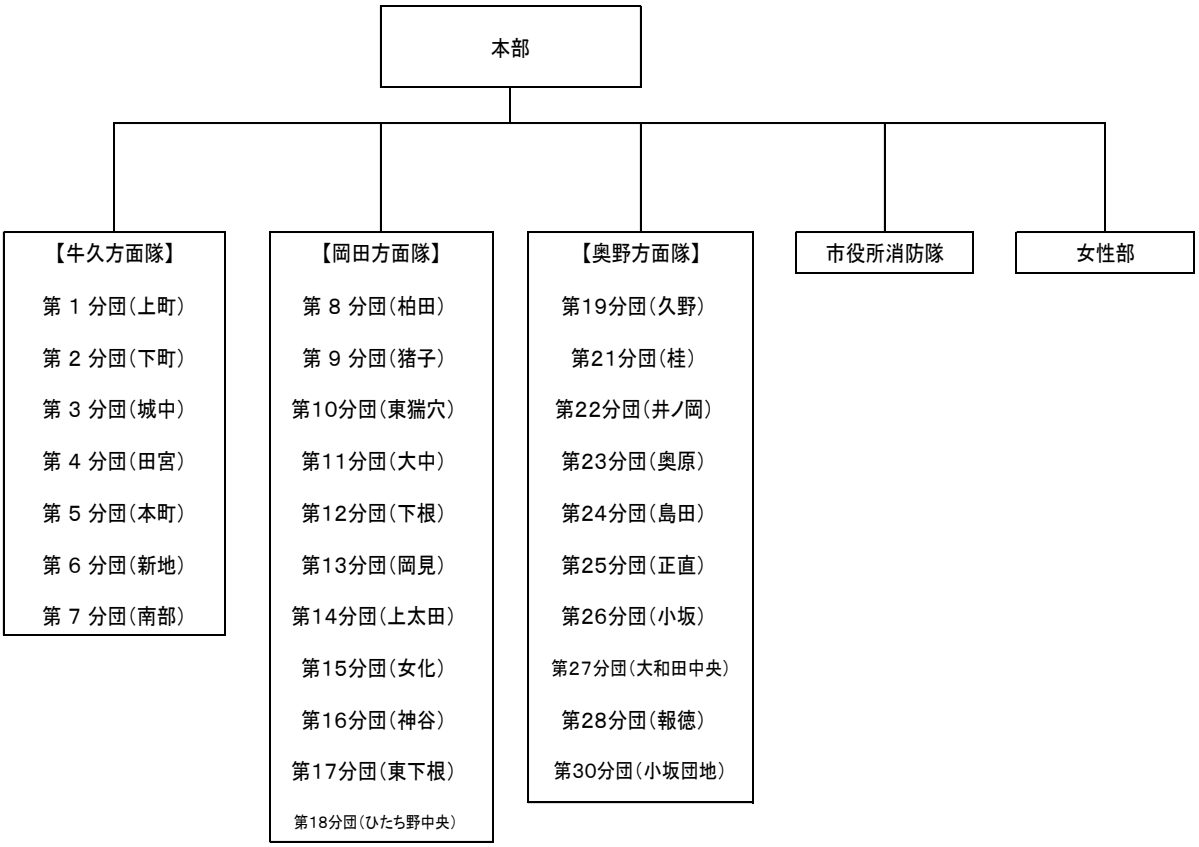

第20分団は第19分団と、第29分団は第27分団と統合しました。

第18分団の名称を北部からひたち野中央に変更しました。

防犯活動用品の支援

市民部地域安全課

行政区で行っている各種防犯活動を支援するため、下記の防犯活動用品を用意しており、必要に応じて提供いたします。（在庫数に変動がありますので、必要数を事前にお問い合わせいただけるとスムーズにお渡しできます。）

① のぼり旗
「防犯パトロール実施中」　「空き巣にご用心」　「泥棒多発」
「ひったくりに注意」
② のぼり旗用ポール・ポール用頭・横棒
③ 蛍光反射メッシュベスト（緑色・「防犯パトロール」のプリント）
④腕章（緑色・「地域安全」のプリント）
※のぼり旗の設置については倒れたりしないよう充分注意願います。

「知って学んで！おしえ隊」～牛久市行政情報出前講座～

市民部市民活動課

牛久市では市の施策や業務内容などを広く周知し、市民のみなさまの関心・疑問にお答えすることを目的に、「知って学んで！おしえ隊」～牛久市行政情報出前講座～を実施しております。

１．利用できる方
市内に在住、在勤、在学する１０名以上で構成された団体等
２．開催日時
原則 平日午前１０時から午後５時まで（祝日・年末年始を除く）
３．開催場所
市内会場（生涯学習センター・集会所等）
※会場及び駐車場の準備は申込者にて手配をお願いします。
４．開催経費
無料　※開催する会場の使用料などは申込者負担となります。
５．申込方法
開催する日の２０日前までに、市民活動課へ所定の申込書でお申込ください。
６．講座メニュー
市民活動課まで直接お問合せいただくか、
下記牛久市ホームページ内に添付してあるメニュー表を
ご覧ください。
https://www.city.ushiku.lg.jp/page/page000406.html
※右の二次元コードからご確認いただけます。

地域ふれあい講座　～行政区で講座を開催するとき～

教育委員会生涯学習課

市では、それぞれの行政区や行政区内の各種団体（シニアクラブ、子ども会等）が企画し、行政区の集会所等で開催される講座などに、講師謝礼の一部助成を行っています。

１．対象団体

派遣対象団体	行政区内で活動をしている10人以上の団体、またはグループ ①行政区　②子ども会　③ＰＴＡ　④シニアクラブ ⑤その他の地域性を有する団体またはグループ

２．謝礼金の条件

講座内容	申請のあった講座等が「地域ふれあい講座」の規定に適合している内容であると担当課が認めたもの
講座時間	１回につき１時間以上
講師謝礼	１回につき5,000円を限度とする。（年３回まで） ※講師の謝礼申出額が、5,000円以内の場合は申出額とする。 ※上限5,000円を超える謝礼の場合は、団体等が差額分を負担することとなります。

詳しくは、生涯学習課までお問合せください。

ふれあい美花市民の会

教育委員会生涯学習課

本会は、心豊かな潤いのある活力に満ちた「美しい地域づくり」の推進を目的に、地域活動の活性化を図るとともに環境美化活動を行っています。

現在２０団体が加入しております。

主な事業

（１）ロードサイド及び地域内における花壇づくり・土づくり
　　花の苗購入に助成金（上限あり）を交付します。
（２）牛久市花いっぱい運動の開催（毎年花コンテスト開催）
（３）事業展開のための調査及び研修
（４）地域社会と連携を図り、組織的な活動への体制づくり
（５）広報・啓発運動の推進
（６）その他必要な事業

元気農園

環境経済部農業政策課

野菜や花を栽培することを通して、自然とふれあうとともに、農業に対する理解を深めることを目的に元気農園を開設しています。

農業者の高齢化や後継者不足により耕作されなくなった農地を、行政区等からの要望により市が借り上げ、行政区等が希望者を募って区画割をし、農園利用者で構成されるグループが管理運営を行っています。利用者が管理運営を行うことで、親睦を深めることができます。

＜運営管理行政区等＞

栄町、栄東、刈谷、松ケ丘、竹の台、上柏田、むつみ、ひたち野東、いきいき農園和合の郷

環境美化の日

環境経済部廃棄物対策課

市では、ごみ（空き缶、ペットボトル、たばこの吸殻など）の散乱をなくし地域の環境美化を維持するため、各行政区・ボランティア等多くの皆様のご協力を得て、継続的な清掃活動を展開するとともに、種々の散乱防止対策を講じ、環境美化意識の啓発に努めています。また、これらの運動の一環として下記のとおり市内全域の清掃活動を年３回実施します。

期日が近くなりましたら、通知を差し上げます。また、ごみ回収のためのゴミ袋、活動実施についての回覧文書は事前に配布します。

１．関東地方環境美化運動の日　☆令和６年５月２６日（日）

毎年５月３０日（ごみゼロの日）を中心として、関東甲信越静１１都県において「関東地方環境美化運動の日」統一美化キャンペーンとして地域の環境美化活動を実施します。

２．牛久市環境美化の日　☆令和６年１１月１７日（日）

牛久市環境美化の推進に関する条例で１１月の第３日曜日を「牛久市環境美化の日」と定め、地域の清掃活動及び環境美化に関する啓発活動を実施します。

３．牛久市クリーン作戦　☆令和７年３月２日（日）

毎年３月の第１日曜日に、霞ヶ浦・北浦流域及び牛久沼流域の全市町村において、水質浄化意識の高揚を図るため「清掃大作戦」を実施します。

ごみ集積所の新設・移動・廃止・管理

環境経済部廃棄物対策課

ごみ集積所の新設（移動、廃止）をする場合は、行政区長から申請が必要となります。新設（移動、廃止）に際しては事前に市の職員が現地を確認しますので、申請はごみ収集開始希望日から１０日前までにお願いします。

また、設置後のごみ集積所は、ご利用者の皆様の管理となります。「カラスよけネット」の適切な利用等、ごみ散乱防止策を含め、分別及び排出ルールを守り、きれいな街づくりにご協力をお願いします。

〔新設する場合のチェックポイント〕

・利用者の方は集積所の場所を選定するにあたり、関係者の理解を得ましたか？
・交通に支障を及ぼす、危険な場所ではありませんか？
・資源物回収に必要なエコバックやコンテナを置くスペースはありますか？

地区スポーツ活動

教育委員会スポーツ推進課

スポーツ・レクリエーション活動を通して地区市民の健康増進を図るとともに、人と人との結び付きを重視した潤いのある地域連帯社会を形成し、心身ともに健全で人間性豊かな街づくりを目的として、地区ごとに様々な活動を行っています。

○総合型地域スポーツクラブ・牛久地区生涯スポーツ推進委員会

１．構成員

（１）運営委員　牛久地区の各行政区より選出、正副各１名・スポーツ推進委員８名・婦人会代表１名。任期は２年。
（２）スポレク協力員　牛久地区の各行政区より選出。任期は２年。

２．主な行事

※令和６年度の行事の実施については検討中

（１）初夏のバスハイク（５月下旬）
（２）ヘルシーボール大会（６月下旬、牛久運動公園メインアリーナ）
（３）ボウリング大会（８月下旬）
（４）市民体育祭（１０月第２日曜日　牛久運動広場）
（５）秋のバスハイク（１０月下旬）
（６）グラウンドゴルフ大会（３月中旬　牛久運動広場）
（７）春のウォーキング大会（３月下旬　三日月橋周辺）

○総合型地域スポーツクラブ・岡田地区スポーツ交流会

１．構成員

（１）岡田地区区長　　３４名

（２）スポレク協力員　　１４０名

　　岡田地区の行政区より選出。任期は２年。

（３）スポーツ推進委員　　８名

２．主な行事

※令和６年度の行事の実施については検討中

（１）歩け歩け大会（４月初旬）

（２）スポレク祭（ＧＧ大会）（６月中旬、牛久運動公園多目的広場）

（３）健康づくり体操教室（７月上旬、牛久運動公園武道館）

（４）ゴルフ大会（９月初旬）

（５）市民運動会　（１０月第２日曜日、牛久運動公園多目的広場）

（６）バスハイク（未定）

（７）女化広場ＧＧ大会（１１月中旬・女化広場）

（８）新春歩け歩け大会（１月下旬・２月中旬）

○総合型地域スポーツクラブ・奥野地区スポーツ交流会

１．構成員

（１）奥野地区区長　　１２名

（２）スポレク協力員　４４名　奥野地区の行政区より選出。任期は２年。

（３）スポーツ推進委員　４名

２．主な行事

※令和６年度の行事の実施については検討中

（１）歩け歩け大会（５月中旬）

（２）ゴルフ大会（５月下旬）

（３）グラウンドゴルフ大会（６月上旬　奥野運動広場）

（４）ボウリング大会（７月上旬）

（５）奥野地区市民体育祭（１０月第２日曜日　奥野運動広場）

（６）歩け歩け大会（１１月上旬）

（７）ゴルフ大会（１１月中旬）

（８）ボウリング大会（２月中旬）

青少年育成牛久市民会議

教育委員会生涯学習課

この会議は、青少年の育成に市民のすべてが関心を持ち、市民総ぐるみの運動を展開し、次代を担う青少年の心身の健全な育成を図ることを目的としています。
各行政区から、支部長を選出いただきます。

１．主な活動

（１）うしく・鯉まつりの企画運営
（２）会員の取りまとめ
（３）社会環境の実態調査
（４）花の植栽（牛久消防署・牛久地区交番・中央生涯学習センター）
（５）ふれあいキャンプ、親子ふれあい教室、親子ふれあい映画鑑賞会の企画運営
（６）会報「ふれあい」の発行

２．会費の協力

１戸あたり２００円の会費の納入にご協力いただきます。後に納入いただいた会費の２分の１を支部助成金として各支部に交付いたします。

うしくかっぱ祭り（河童ばやし踊りパレード）

うしくかっぱ祭り実行委員会（環境経済部未来創造課内）

市民同士の触れ合いや郷土愛を育むことを目的とした「うしくかっぱ祭り」の河童ばやし踊りパレードに、行政区の皆さんの参加をお願いしております。

１．日程

毎年７月の最終土日（行政区の河童ばやし踊りパレードは、日曜日となります。）

２．スケジュール

４月中旬　各行政区へ踊りパレード参加申込案内送付
５月上旬　各行政区の踊りパレード参加申込期限
６月下旬　踊りパレード代表者（区長）会議
７月下旬　各行政区参加者分のうちわと手ぬぐいの配布

かっぱメールの登録

市長公室広報広聴課

市役所、学校、幼稚園、保育園からのお知らせを、電子メール（インターネットメール）で、スマートフォン、携帯電話、パソコンに配信し、牛久市民の安心安全に貢献しています。

【市からの情報】

1.感染症情報・・・・・・感染症情報について、お知らせします。
2.火災・災害情報・・・・火災発生・鎮火情報をお知らせします。
3.地震震度情報・・・・・地震発生時に牛久市の震度をお知らせします。
4.地域安全情報・・・・・防犯、交通安全、行方不明者情報をお知らせします。
5.環境情報・・・・・・・光化学スモッグ、PM2.5、危険動物情報をお知らせします。
6.乳児飲用水提供情報・・水道水の放射性ヨウ素測定値が乳児の飲用基準を超えた場合にお知らせします。
7.放射能関連情報・・・・放射線量測定結果や水道水の放射性ヨウ素測定結果などをお知らせします。
8.市政イベント情報・・・毎週水曜日と金曜日に定期的にお知らせする市からのお知らせです。
9.教育委員会情報・・・・教育委員会からの情報、不審者情報等をお知らせします。
10.児童クラブ情報・・・・緊急時情報などをお知らせします。

【各学校・幼稚園・保育園からの情報】

例）遠足、宿泊学習の様子、行事、イベントなど

11. 牛久小学校情報　12. 岡田小学校情報　13.牛久第二小学校情報
14. 中根小学校情報　15. 向台小学校情報　16. 神谷小学校情報
17. ひたち野うしく小学校情報　18. 牛久第一中学校情報　19. 牛久第三中学校情報
20. 下根中学校情報　21. 牛久南中学校情報　22.ひたち野うしく中学校情報
23. おくの義務教育学校情報　24. 第一幼稚園情報　25. 上町ふれあい保育園情報
26. つつじが丘保育園情報　27. 栄町保育園情報　28. 下根保育園情報
29. ふたばランド保育園情報　30. つつじが丘ふたばランド保育園情報
31. 牛久ひかり保育園情報　32. 牛久ふれあい保育園情報　33. 牛久保育園情報
34. 牛久みらい保育園情報　35. 奥野さくらふれあい保育園情報
36. 牛久めぐみ保育園情報　37. 牛久さくら保育園情報
38. うしく文化認定こども園情報　39.ひたち野うしく保育園つくしんぼ情報
40.こども発達支援センターのぞみ園情報

かっぱメールの登録方法

市長公室広報広聴課

【登録方法】

https://www.city.ushiku.lg.jp/mm_pro /

上記の登録ページにアクセスして登録してください。
（または Yahoo!等の検索サイトから検索してください）

登録は、メールアドレス、パスワードを入力するだけの簡単な操作です。

注1）　迷惑メール対策で、電子メール拒否設定を行っていると受信できない場合があります。uskmag@city.ushiku.ibaraki.jp（半角英数）からのメールが届くよう、設定の変更をお願いします。詳しくは、各携帯電話通信会社のサービスショップにご相談ください。

注2）　登録がうまくできない場合は、お手数ですが、直接、市広報広聴課までお越しください。

地域型認知症予防教室

保健福祉部医療年金課

市では介護予防の取り組みの一環として、身近な地域で認知症予防教室を開催しています。市が実施する養成講座を修了した「認知症予防リーダー」の方々にボランティアで協力していただいております。

１．区民会館等における「地域型認知症予防教室」の継続的実施

（１）対象者　概ね６５歳以上の方

（２）内　容　①軽度の体操や有酸素運動を含む動作を変化させていくことで脳に刺激を与える脳活性化プログラム
②認知症についての知識や認知症予防のための生活習慣のポイントなどのミニ講話
③その他、みんなで楽しく脳トレゲームなど

（３）場　所　各行政区の区民会館
実施行政区・実施日などは、医療年金課にお問合わせください。

２．認知症予防リーダーの養成

うしくかっぱつ体操普及員、シルバーリハビリ体操指導士の方を対象に養成講座を実施しています。

シルバーリハビリ体操（茨城県推奨の介護予防体操）の普及

保健福祉部医療年金課

市では介護予防の取り組みの一環として、茨城県推奨の「シルバーリハビリ体操」の普及を行っています。茨城県の養成講習会を修了した「シルバーリハビリ体操指導士」の方々にボランティアで協力していただいております。

未実施の行政区には、出前講座等で体操の紹介を行っておりますが、行政区で継続的な実施をご希望の場合はご連絡ください。

１．区民会館等における「シルバーリハビリ体操」の継続的実施

（１）対象者　概ね６５歳以上の方

（２）内　容　シルバーリハビリ体操指導士による体操の実施
関節の動く範囲を広げたり、力をつけたりするための介護予防体操です。
道具を使わず、いつでもどこでも、ひとりでも椅子に座ってでもできる体操です。

（３）場　所　各行政区の区民会館等、実施日は区報でご確認いただくか、医療年金課にお問合わせください。

２．シルバーリハビリ体操３級指導士の養成

必要に応じて、広報で希望者を募り、計５日間の養成講習会を実施しています。
講習会修了者には認定証を交付しています。

【シルバーリハビリ体操指導士対象者】

（１）概ね５０歳以上の市民

（２）地域活動に興味のある牛久市民で、講座終了後、ボランティアで体操普及にご尽力いただける方

うしくかっぱつ体操（転倒予防体操）の普及

保健福祉部医療年金課

市では介護予防の取り組みの一環として、うしくかっぱつ体操を市内全行政区の区民会館等で定期的に実施することを目標としています。そのために、毎年「うしくかっぱつ体操普及員」を養成し、普及員の方々には、自治区での体操普及にボランティアで協力していただいております。

１．区民会館等における「うしくかっぱつ体操」の継続的実施

気軽に集まって楽しく体操をすることは、健康づくりだけでなくコミュニティの場としての効果もあります。

（１）対　象　者　概ね６５歳以上の方

（２）内　　容　体操普及員によるうしくかっぱつ体操・新うしくかっぱつ体操の実施（実施頻度は週１～月１回程度）

（３）場　　所　各行政区の区民会館等

・詳細は行政区ごとに決めていただいております。

・実施日は区報でご確認いただくか、医療年金課にお問い合わせください。

２．うしくかっぱつ体操普及員の養成

年に一度広報にて希望者を募り、週１～２回の頻度で、計９回の養成講座を実施しております。講座修了者には、市から普及員認定証を交付しています。

【うしくかっぱつ体操普及員対象者】

地域活動に興味のある牛久市民で、講座終了後、ボランティアで体操普及にご尽力いただける方

日本赤十字活動資金募集

保健福祉部社会福祉課

日本赤十字社は、人の命と尊厳を守ることを基本理念として国内における災害救援活動をはじめ、ボランティア活動・医療事業・献血事業や世界の各地で多発する紛争や災害等の緊急救援活動、開発支援事業など、人道的活動を展開しています。

日本赤十字社の活動資金は、独立性と中立性が強く求められることから、その活動の多くが公的資金に頼らず、一般の方々からのご協力による活動資金によりまかなわれます。行政区の福祉委員を通して、資金の協力をいただいております。

１．会　　費

１世帯５００円以上を目安にお願いします。

２．募集期間（予定）

６月１日～６月３０日

※新型コロナウイルスを始めとする感染症の拡大状況によって、募集期間が変更となる場合がございます。

社会福祉協議会会員募集

牛久市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、市民の皆さま、法人・事業所の皆さまに会員としてご加入いただき、一緒に福祉活動やまちづくりを進める民間の福祉団体です。

社会福祉協議会の事業を展開していく上で、皆さま一人ひとりの会費が大きな財源となっておりますので、当会の社会福祉事業についてご理解いただき、社協会員としてのご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

１．会　費

一般会員　　５００円（一世帯）
特別会員　　１，０００円（一世帯）
法人会員　１０，０００円

２．募集期間

６月１日～６月３０日

※新型コロナウイルス**を始めとする感染症の拡大状況によって、募集期間が変更となる場合が**ございます。

赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金

牛久市共同募金委員会（牛久市社会福祉協議会）

皆さまに「赤い羽根」で親しまれています共同募金は、市内でお寄せいただいた募金の**７割が社会福祉協議会を通して市内の障がい者（児）、高齢者や子育て中の方などを支援する活動のために、３割が県内の社会福祉施設整備や災害ボランティア活動のために、**活用させていただいております。

歳末たすけあい募金は、共同募金運動の一環として、誰もが安心して暮らすことができるよう、援護を必要とする方々に見舞金等としてお配りしています。また、１２月に地区社協との協働で、７５歳以上の一人暮らし高齢者の方を対象に、見守り活動の一環として訪問活動を行っています。

支えあいのまちづくり推進のため、皆さまのご協力をよろしくお願い申し上げます。

○実施期間

毎年１０月～１２月（戸別募金）

地区社会福祉協議会

牛久市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、「一人の不幸も見逃さない地域づくり」を目指し、概ね小学校区を範囲に、住民の主体的な参加と協力による新たな支えあいの活動基盤として、「地区社会福祉協議会（通称：地区社協）」の設置を進め、地域の特徴を活かした活動を支援しています。

平成22年度には、牛久小学区、二小学区、おくの地区社会福祉協議会が設立され、平成23年度には、向台小学校区、神谷小学校区地区社会福祉協議会が設立されました。

そして、平成24年度には、岡田小学校地区、中根小学校地区、ひたち野うしく小学校地区社会福祉協議会が設立され、市内全８地区社会福祉協議会が立ち上がりました。

地区社協では、行政区長をはじめ、民生委員児童委員や各種団体の代表等を中心に地域の生活課題や福祉課題を把握し、皆さまで解決策を話し合い、協力体制を整えながら、自主的な福祉活動に取り組まれています。

活動資材貸出事業

牛久市社会福祉協議会

牛久市社会福祉協議会では、地域福祉活動、ボランティア・市民活動をより活発にしていただくために、様々な資機材を貸出しています。

活　動　資　材		
テント	臼	せいろ
屋外用椅子	杵	ひしゃく
屋外用長机	子ども用杵	ばんじゅう
液晶プロジェクター	一升桝	おにおろし
スクリーン	釜戸	

2024.2.1 現在

※ご利用を希望される方は、事前にボランティア・市民活動センターにご相談ください。
牛久市ボランティア・市民活動センター　電話　029-870-1001

地域かわら版促進事業

牛久市社会福祉協議会

地域住民の皆さまに、各地域（行政区）で行われている様々な活動に興味や関心をもってもらい、地域ぐるみのまちづくり（たまり場づくり）を進めるため、地域の活動情報を、定期的にお知らせする情報紙（広報紙）の発行を各地域に普及するものです。必要に応じて様々な支援活動を行います。お気軽にご相談ください。

○主な支援活動

（１）毎月１日に、福祉関連情報を掲載した「お役立ち情報」を回覧文書で配布しますのでご活用下さい。

（２）はじめての地域かわら版の発行まで、情報収集の仕方や紙面づくりなど、地域の特色あるかわら版づくりをお手伝いします。

（３）ＦＭうしくうれしく放送を活用した情報配信を行います。

放送日時：毎週月曜日～金曜日

放送時間：午後０時０５分～午後０時１５分

周波数：85.4ＭＨｚ

ふれあいサロン普及事業

牛久市社会福祉協議会

高齢者や障がい者及び子育て中の親など、閉じこもりがち・孤立しがちな人たちが、地域で健やかに心豊かに暮らせるよう、住民同士が身近な地域を拠点として支え合うふれあいサロン活動を支援しています。

１．ふれあいサロン活動

地域を拠点に、住民による自発的・自主的な取り組みとして、それぞれの地域の実情に合わせて、対象者とボランティアなどが協働で、住民交流を通した内容等を企画運営していく概ね次のような活動です。

（１）生きがいづくりに関する活動

（２）健康づくりに関する活動

（３）趣味やレクリエーションに関する活動

（４）日常動作訓練に関する活動

（５）三世代や子育て支援などの交流活動

（６）その他、各サロンにあわせた必要な活動

２．ふれあいサロン活動への支援

（１）活動費助成

登録されたふれあいサロン活動のうち、定期的に月１回以上開催されているサロンに対して活動費（赤い羽根共同募金財源）を助成します 。

（２）バックアップ活動

・芸能ボランティアの紹介

・クラブ活動やレクリエーション、勉強会など講師等の紹介

・各種出張相談の紹介

健康相談、介護相談など

・レクリエーション機材等活動資材の貸出

・サロン活動をすすめるにあたってのアドバイスや情報の提供

人材の確保の仕方や広報活動、活動内容の組み立て方など

・その他、サロン活動に関すること

（どのようなことでも、お気軽にご相談ください。）

４．地域で活躍する各種委員について

牛久市交通安全推進員連絡協議会委員

市民部地域安全課

各行政区の区長から推薦を受けた方を市長が選任、交通安全施設（カーブミラー等）の要望、交通安全運動への参加など交通安全全般の活動を推進します。

１．委員　　各行政区１名
２．任期　　１年
３．謝金　　日額５，０００円（会議参加時のみ）

防犯連絡員

市民部地域安全課

１．防犯連絡員

牛久警察署・牛久地区防犯協会から委嘱される防犯連絡員は、地域において警察や牛久市防犯連絡員協議会の行う各種防犯活動への協力を行うボランティアです。

２．牛久市防犯連絡員協議会

牛久警察署内にある牛久地区防犯協会の下部組織として、牛久市内の防犯連絡員で組織し、交番・駐在所の管轄区域ごとに栄町地区、牛久駅前地区、ひたち野地区、奥野地区に分会を、行政区に班を置いています。

民生委員児童委員

保健福祉部社会福祉課

民生委員児童委員は、地域住民の福祉向上のために、「民生委員法」「児童福祉法」によって設置されており、地域住民の生活上の相談に応じて支援しております。民生委員児童委員の任期は３年で、すべての「民生委員」は、子どもに関る問題を担当する「児童委員」を兼ねています。また、児童に関わる相談・支援を専門に担当する「主任児童委員」もいます。牛久市では各行政区の区長に推薦をお願いしています。

また、それぞれが担当地域を持ち活動しています。各担当地域の住民の主に福祉に関する相談に応じ、福祉の制度など、さまざまな支援サービスを紹介し、必要な場合は、行政窓口との連絡調整を務めます。民生委員児童委員には「守秘義務」がありますので、ご相談内容についての秘密は厳守いたします。

福祉委員

牛久市社会福祉協議会

社会福祉事業の効率的運営と組織的活動を促進し、地域福祉の増進を図るため、行政区単位に１名の福祉委員を設置しており、主として各行政区の区長にその職務をお願いしております。

１．任　期　２年

２．職　務

（１）担当区域内の福祉実態を把握し、地域の福祉を推進する。

（２）福祉を要する人たちの相談相手となり、社協及びその他福祉関係者へ福祉情報を提供する。

（３）社協の会員増強運動をはじめとする事業に協力し、あわせて共同募金活動を推進する。

（４）その他、目的達成のために必要な活動及び協力。

青少年相談員

教育委員会生涯学習課

青少年相談員は、青少年の実態を把握し、青少年の健全育成と非行防止、環境の健全化に努めています。

必要に応じて青少年及び家庭とのかかわりを持ちながら、各関係機関（学校、民生委員児童委員等）と連絡を密にして見守りや相談、指導など地域における青少年の健全育成活動の促進と事業を推進しています。

会の活動内容については、「広報うしく」に掲載して活動の一端を広く市民に紹介しています。

１．団体名称

牛久市青少年相談員連絡会

２．定数

３６名

３．任期

２年（再任は妨げない）

４．構成

会長１名、副会長４名

５．主な事業

・学校区単位での地区パトロール、かっぱ祭りや地区祭り会場のパトロールを実施

・健全育成のための広報キャンペーンを実施

・青少年の健全育成のための店舗への協力依頼、立入調査

・青少年育成牛久市民会議幹事として諸行事の企画運営

令和６年度牛久市主要年間行事予定

開催日	行事名	担当課	場　　所
4 月下旬～5 月上旬	第 35 回うしく・鯉まつり	生涯学習課	牛久市役所西側 近隣公園
4 月 28 日(日)	第 20 回 こどもとしょかんまつり	中央図書館	市立中央図書館
5 月 26 日(日)	関東地方環境美化運動の日	廃棄物対策課	各行政区
7 月 27 日（土） 7 月 28 日（日）	第 40 回うしくかっぱ祭り	未来創造課	花水木通り 市役所近隣公園
10 月 13 日（日）	牛久地区市民体育祭 岡田地区市民運動会 奥野地区市民体育祭	スポーツ推進課	牛久地区・岡田地区・ 奥野地区
10 月 20 日（日） 予定	うしくみらいエコフェスタ ※日程変更または中止の場合あり	環境政策課	牛久運動公園 ※会場変更の場合あり
10 月 22 日（火）～ 23 日（水）予定	第 42 回牛久市民号	市民活動課	伊香保温泉方面
10 月 27 日（日）	第 29 回としょかんまつり	中央図書館	市立中央図書館
10 月中旬～ 11 月上旬	第 48 回市民文化祭	生涯学習課	中央生涯学習センター
11 月上旬	うしく菊まつり	未来創造課	牛久市女化青年研修所 うしく菊花公園
11 月 3 日（日･祝）	第 32 回うしく Wai ワイまつり	未来創造課	中央生涯学習センター
11 月 17 日（日）	牛久市環境美化の日	廃棄物対策課	各行政区
11 月 17 日（日）～ 12 月 1 日（日）	第 29 回うしく現代美術展	生涯学習課	中央生涯学習センター
令和 7 年 1 月 11 日（土）	消防出初式	防災課	中央生涯学習センター

開催日	行事名	担当課	場　　所
令和７年 １月12日（日）	牛久市二十歳のつどい	生涯学習課	中央生涯学習センター
令和７年 １月13日（月･祝）	第47回牛久シティマラソン	スポーツ推進課	運動公園及び周辺道路
令和７年 １月下旬	第10回牛久郷土かるた大会	生涯学習課	牛久運動公園武道館
令和７年 ２月15日(土)～ ３月３日(月)	第10回かっぱの里うしくのひなまつり	生涯学習課	中央生涯学習センター他
令和７年 ３月２日（日）	牛久市クリーン作戦	廃棄物対策課	各行政区
未定	衆議院議員総選挙 （衆議院の解散があった場合） ※任期：R7.10.30	総務課	各投票所

令和６年度広報配布日一覧表	
号　　名	配 布 日
R6.4 月 1 日号広報紙配布	4 月 1 日（月）
5 月 1 日号広報紙配布	5 月 1 日（水）
6 月 1 日号広報紙配布	5 月 31 日（金）
7 月 1 日号広報紙配布	7 月 1 日（月）
8 月 1 日号広報紙配布	8 月 1 日（木）
9 月 1 日号広報紙配布	8 月 30 日（金）
10 月 1 日号広報紙配布	10 月 1 日（火）
11 月 1 日号広報紙配布	11 月 1 日（金）
12 月 1 日号広報紙配布	11 月 29 日（金）
1 月 1 日号広報紙配布	12 月 26 日（木）
2 月 1 日号広報紙配布	R7.1 月 31 日（金）
3 月 1 日号広報紙配布	2 月 28 日（金）
R7.4 月 1 日号広報紙配布	4 月 1 日（火）

※前日配布にご協力いただいている行政区には、配布日の前日（土日・祝日の場合は直前の平日）に別途、全戸配布物をお届けしております。

※1 日号の配布物は市から集会所へお届けする方法のほかに、来庁にてお受け取りも可能です。随時市民活動課までご相談願います。

行政区等からよくあるご質問・回答（Ｑ＆Ａ）

(例)Ｑ.広報紙は全戸配布以外で、どのように入手すればよいですか。

担当課（機関名）市民活動課

(例)Ａ.主に市の公共施設（学習センター・リフレ会議室等）や各地域のコンビニエンスストアに設置しております。

Ｑ.公園里親で草刈りなどをしたあとの草を市で運んでもらえますか。

担当課（機関名）都市計画課

Ａ.里親活動を実施したときに刈った草、刈り込した低木などでゴミ袋が発生する場合、10袋未満であれば定期的な回収（ゴミ集積所）に出して頂き、多い場合は市で回収します。

Ｑ.市内の道路(管理)について、どこに問い合わせすればよいですか。

担当課（機関名）道路整備課　他

Ａ.**国道6号に関しては**

国土交通省関東地方整備局　常陸河川国道事務所　土浦国道出張所

(代表)029-841-0928

県道・国道408号に関しては

茨城県竜ケ崎工事事務所

(代表)0297-65-3411

上記にお問い合わせください。

その他市道に関しては、牛久市建設部道路整備課へお問い合わせください。

※道路の種類については、別添の「牛久市認定路線網図」をご参照ください。

Ｑ.交通安全施設の修繕はどこに依頼すればよいですか。

担当課（機関名）地域安全課・公安委員会(警察)

Ａ.交通安全施設は、設置場所や目的により管理者が分かれております。別添資料を参考にしていただき、各管理者へ直接ご連絡いただければスムーズな修繕の手配が可能となります。急を要する場合は、警察(110番)や道路緊急ダイヤル(#9910番)へご連絡ください。